

第三十四回国会 衆議院 商工委員会議録 第二十号

昭和三十五年三月二十五日(金曜日)
午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 中村 幸八君
理事大島 秀一君 理事小川 平二君
理事小川 久雄君 理事長谷川 四郎君
理事南 好雄君 理事田中 武夫君
理事武藤 武雄君

出席政府委員

江崎 真澄君 岡本 茂君
始関 伊平君 關谷 勝利君
田中 榮一君 田中 龍夫君
細田 義安君 板川 正吾君
勝澤 芳雄君 小林 正美君
加藤 謙造君 北條 秀一君

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 岸 信介君
通商産業大臣 池田 勇人君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君
通商産業事務官 松尾 金藏君
(企業局長)
中小企業庁長官 小山 雄二君
委員外の出席者

議員 小林 正美君
専門員 越田 清七君

三月二十二日

商工会法案(小林正美君外十名提出、衆法第二〇号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

商工会法案(小林正美君外十名提出、衆法第二〇号)

商工会の組織等に関する法律案(内閣提出第七六号)

○中村委員長 これより会議を開きます。

商工会の組織等に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

前会に引き続き質疑を続行いたします。本日は総理が御出席でありますので、まず総理に対する質疑を順次許可いたします。

なお、念のため申し添えておきますが、総理はやむを得ない所用のため、三十分後には退席せねばなりませんので、その旨あらかじめ御了承を願います。小林正美君。

○小林(正)委員 総理にお伺いいたしたいと思っておりますが、政府の方針である貿易の自由化などが、もしもだんだんと進んで参りますと、ますますそのしわ寄せがいわゆるおくれのおる中小企業、零細企業に大きくおっかぶさってくるのではないかと、おそれとを、私どもは大へん心配をいたしております。そういうときに、とにかくこの商工会法案が出されたという点について、私どももきわめて賛意を表するにやぶさかではありませんけれども、その内容をきいて点検いたしますと、必ずしも私どもが考えておるような、そういう零細企業対策の法案ではないというふうな感じが、至るところに出て参っております。その点でごく簡単にお尋ねをいた

したいと思っておりますが、私どもとしましては、いわゆる小規模事業というものは、必ずしも町や村だけではない。いわゆる大都会、市にもたくさんある。零細企業があるものでありまして、そういうものを、今度の法案でいいますと、全部商工会議所にまかしてしまふ、こういうような工合になっておる。従来は私見を言っておきますが、従来の商工会議所のやり方というものをながめてみますと、やはりその目的の中には、全般的な産業経済についていろいろの措置を講ずるような工合には相なっておりませんけれども、実際上はそうではない。つまりほとんど大企業者がその実態を握っておりまして、零細企業者に対しては冷たい商工会議所の実態であるということをおし上げなければならぬのでありまして、われわれ社会党としては、あくまでもやはり階層別に商工法といふものを考えなければならぬ。つまり都市におきましても、また町村においても商工法を認めて、そして大企業、中企業は商工会議所、小企業、零細企業は商工法といふことで、両々相対して日本全体の産業の引き上げのために努力していかなければならぬ、こう思うのであります。この点について総理の御意見をまず伺いたいと思っております。

○岸閣僚大臣 中小企業と一口に申しますけれども、特に今御指摘のありましたような零細な企業形態にあるところのものを、どういふふうに今後育成していくかというところは、日本の産業

構造の上からいって、社会的なことからいって、きわめて重要な問題だと思っております。今回提案いたしておりますのは、御承知のように、従来地域的な商工業者の組織、団体のなかった郡部の町村にもこれを設けよう、こういうわけでありまして、都市にもそういう零細業者が非常にたくさんいるじゃないか、これに対してどうするのだという御質問であります。その点につきましても、政府としても十分意を用いて研究をいたしたのでございますが、こういう商工業者の地域的な団体を作つて、そして指導にあたるということには、商工業者の共通の利害の考え方に立つて、そういう地域団体を作ることには望ましいが、都市にはすでに商工会議所といふものがあり、これと別に、零細業者、小さい商工業者を別の商工法といふような組織にすることがいいの、あるいは商工会議所の——現在においてはまだ御指摘のように十分でないけれども、しかし特にこの商工法が制定せられるのと並行して、商工法に對する相対するといふ小規模の商工業支部を作るとか、いろいろな方法において、商工会議所のその方面の活動を充実していくということが、現在の状況においてどちらが適当であるかという考えに立つて、われわれとしてはやはり現在ある商工会議所に——そういう機能を従来商工会議所は持つておつたわけでありまして、十分でないところのものをそういう方法によつ

て充実してやっていくということが、現在の段階においては最も都市におけるところの小規模の業者に対する措置としては適当である、こういうふうな考えのもとに、都市におきましては、商工会議所のそうした機能を充実するに必要な施設をいろいろな方面から強化していく、こういう考えであります。

○小林(正)委員 きわめて私も納得できない御答弁であります。時間がありませんから、急いで次の質問に入ります。

第二点は、私どもは、この法律がそのまま通りますと、非常に官僚統制のにおいが強くなる、さらには町のいわゆるボスの支配が強くなる、こういうおそれを抱いております。それはどういふことかと申しますと、たとえばこの商工法を作る場合にいろいろとむずかしい条件をつけて、さらにその認可申請の中には役員の名前までずっと書いて出さなければならぬ。そういう場合に、もしも政府の方でこれはいかぬということがあるれば、その認可が結局おりないというふうな、つまり認可の面においていろいろと政府の意図が露骨に出てくるおそれがあるのではないかと。あるいは立入り検査といふような言葉をこの条文の中に使つておる。商工会議所の方にはそういう文句は使つてありません。こういうことも非常に大きく心理的な影響を与えておられます。官僚統制のにおいが強い、こういうことが言えるわけ

です。

です。

もう一つは、商工会議所の場合には、専務理事一人だけがいわゆる業者以外の役員ということになっておりますが、商工会の場合には、実に三分の一までは業者以外の者、つまり会員でなくても役員になれる、こういうことになっております。このことは、将来非常におおるべき一つのボス支配の危険性をそこに包蔵しておる、こう私は思うのです。ですからこういうことはぜひとも一つ改めていただいて、業者以外の者は商工会の役員になれない、また商工会議所以上の過酷な条件を商工会につけて、そして認可をするというふうなことは絶対にあってはならない、こう思うのです。特に運営協議会というふうなものを設けて、法律にもないようなもう一つ別の行政措置でもっていろいろきびしい監督をしてやろうというふうな気配も見えております。

こういう点について一総理はどうお考えになるか、お尋ねします。

○岸國務大臣 この立法いたします際におきましては、同種の団体であります、一方の商工業者の団体であります商工会議所であるとか、あるいは協同組合等の政府の監督等につきまして、十分これらを参酌して——過酷になるような考えを、この案の中に特に盛り込まなければならぬというふうな考えで立案をいたしましたわけではございませんで、他の立法例等とも大体同じようななことをやっておるわけであり、特に今おあげになりました二、三点につきましては、あるいは私からお答えするよりも、通産当局なりからそれぞれお答えした方がいと思ひますが、私の承知いたしております限り

におきまして一、二のことをお答え申し上げてみると、監督を厳重にするという意味ではないのでございます。たとえば業者以外の人が三分の一まで入り得るということは、決してこれをたぐさん入れようというのを条件にしているわけではございませんが、実際小さい業者の多い、主体である商工会の本部における事情から見ますと、その業務をやっておる人は、やはりその業務というものに専念をしていて、商工会の仕事に従事するということが、なかなかむずかしいというふうな地方もあり得ることだと思ひます。従つて、必ずそれは一人以上は置けないということにすることは、むしろ小さい商工会あたりの発達からいいたならば適当でない、ある場合においては、三分の一までは事情によつてはふやしてもよろしいというふうなことが、その地方の事情なりその地方におけるところの商工会の多数の業者が希望する場合においては、そういうこともでき得るというふうな道をあけておくことが、むしろいいんじゃないかというふうな考えでございます。

なお立ち入り検査等につきまして、従来の商工会議所で言っている検査というものは、われわれはそういうものが入っているというふうな解釈をいたしておるものでありまして、特に重くしているというふうな考えは持っておりません。

な具体的なことにつきましては、事務局からお答えいたします。

○小林(正)委員 時間がありませんから、最後に一つお尋ねしたいのであります。これまで日本の国にはたくさんの中小企業に対する、零細企業

に対する法律ができております。これは世界でもおそろく指折りの、たくさん法律ができておる国だろうと私は思う。ところが実際はどれもこれも、結局は名前ばかりであつて、実の一つだになき悲しいというふうな実態ではなからうか、こう思うのです。特にまたいろいろ税金の關係等ながめてみても——いろいろ数字を持っておりますが、時間がありませんから申し上げません。実際、現在の日本の中小企業、零細企業に対する対策というのは、私はゼロにひとしいと思ひます。そこでこれは要望で、御答弁は要りませんが、総理があの東亜戦争当時の商工大臣であつて、企業整備を断行された。長年続いておつた業者が、自分のれんを結局引き下げて、政府の命令であるいは徴用工となり、あるいは北満の開拓民となり、あるいは一兵卒となつて野戦に持ち出された。そういう非常に苦い経験を持っておりますから、法律を作つていただくのもけっこうです。しかし、これからほんとうに気持を改めて、あたたかい気持で零細企業、中小企業対策をやつていただくかないと、せっかく商工会法案を通過しなつて、してやったりという気持で、全国の零細企業があなたの方の思うように扱えると思つたら、これは大へんな間違いであります。どうか一つその点は、まずあなたが十分反省の上に立つて、こういう問題を考へていただきたい。時間がありませんから、バトン・タッチいたします。

○岸國務大臣 ちょっと簡単にお答えいたします。今の御意見はごもっともな御意見だと思ひます。私は零細な企業者に対しては、大きく言つてやはり

三つないし四つの施策を総合的に

なつていく必要があると思ひます。一

つは、やはり組織化をしていくというこ

と、それからもう一つは、企業自体の

近代性を持たないという弱点、まだ封

建性の残つたものは改めていく。ある

いは設備の面から、あるいは経営内容

等からやつていく必要がある。それに

は金融の問題と、今税金の問題をお話

しになりましたが、そういう点をど

うしても考えなければならぬ。金融

の点につきましては、従来中小企業金

融公庫あるいは国民金融公庫等、いろ

んな施策をしておりますが、これで

私は十分だとは思つておりません。今

お話のような心持で、これらの施策を

総合的に推進する必要がある。十分一

つ力を入れてやる考えであります。

○中村委員長 次は北條秀一君。

○北條委員 総理にお尋ねいたします

が、実は私は、政府の原案が本会議に

おいて上程され説明されました際に、

質問に立ちまして、特に商工会の役

員の問題について、政治論としてこれ

は総理にお聞きしたいということ、で、

足のようにあります。繰り返して言いますと、政府原案では、商工会を作る際にその役員を制約されております。ところが会員外の役員が認められておる。それはいいといたしまして、原案によりまして、一つの商工会の役員が他の商工会の役員を兼ねることができ、ある地方の商工会がここに十あつたといつたしますと、会員外の一人の人が十の商工会の役員を兼ねることができ、こういうことにならうかと思ひます。各級の議員——国会議員からあるいは村会議員、こういう人たちが、自分の選挙の地盤を養うために、いずれのところに顔を出すということは御承知の通りであります。今回の商工会法においては、そういうことが全国的に行なわれることと私は考えるのであります。原案には、商工会を特定の政党の利用に供してはならないということがございますが、それならば当然、商工会の役員は会員外からとつてもいいが、その人は他の商工会の役員を兼ねることができない、いわば二つ以上の商工会の役員を兼ねてはならない、こういうことに結論が落ちてはならない、う点について、政治論として総理の御見解を承りたいのであります。

○岸國務大臣 北條委員の御質問になつておるうちに、この商工会の組織、これを法制化するということが、特定の政党がこれを利用するとか、政治的に利用するといふようなことがあつてはならぬと思ひます。この本来の目的、性質からいって、ほんとうに、先ほどお話がありましたように、小林

たよりに、商工会議所のある場所におきましても商工会を作れるように——これと共に現在任意組合ではありますが商工会という名もあり、同じ活動をやっているものもあるわけなのです。そういうものも現在しておるのでありますから、

作れるようにするのが、ほんとうの意味における小規模事業者のために活動する組織であろうと考えますので、商工会議所のある場所においても商工会を作れるように修正といいますが、政府においても考え直していただきたいという点が第一点であります。

第二点は、総理の答弁では、おそらく第六条に商工会は特定の政党のために利用してはならない、こういう規定があるから、そういう心配はありませんとお答えになろうと思いますが、やはりわれわれあるいは一般の中小企業者、大衆の考えは、こういうことに

よつて、わずかの事務補助を出すことによつて、自由民主党が選挙にあつて、零細企業者の組織を利用しようとする、いわゆる選挙運動ではなからうか、こういう危惧であります。聞くところによると、大体三百ないし四百以上と、平均七百名程度の商工会には専従

者を一名置き、スクーターを一台与えて活動する。これは、なるほど指導員としてやるのでありますから、けつこりなことではありますが、一度はげば、これが選挙において自由民主党の選挙オルグとして働くのではなからうかという危惧がある。だからこの法律に

それはならぬと書いてあるのだ、こう
おっしゃるのですが、どうも総理の
おっしゃることは白といえば黒、黒と
いえば白とおっしゃるというのが、わ

れわれの見方でありまして、特にそういうふうな感じがするだけ、なおさらそういう感じがするので、この際そういうことではないことを、一つはつきりしていただきたい、そう思うのであります。

第三点は、これは古いことを申し上げて恐縮であります。総理が商工省の工務局長をしておられたときに、重要産業統制法という法律を立案して、国会、当時の議会で出しておられます。そのときの総理の提案説明等も、議事録によつて今から読み上げてもいいのですが、そのときに、一口にいえば、総理は、国家重要の際にあつた、この国家目的のために結集してやれ、こういうふうな趣旨を述べられて、それがもととなつて、重要産業統制法が、戦時中の日本帝国主義経済の支柱をなして参つたのであります。この法律によつて、中小企業は統制せられ、つぶされていったという苦い経験も、中小企業者は身をもつて体験し、はだをもつて感じて、まだ忘れていないのであります。従ひまして、総理が、総理として立案せられ、政府が出された法律におきましては、いかに言われましても、やはり統制ということ、こういうことについて、中小企業者は多くの危惧の念を持ってあります。先ほど小林委員からも発言がありましたが、商工会法と商工会議所法を比べた場合に、その監督の点においては、いろいろの点において違つております。たとえば立ち入り検査の問題については、総理は、趣旨は同じである、こういうふうな答弁せられたのであります。それならば、商工会議所と同じような文句に、この法律を書き直すべきである。

総理の過去の経歴から、今申しましたような大へん失礼な言ひ方ですが、中小企業者はそういう見方をまだ持つております。あなたが幾ら民主主義に生まれ変わったとおっしゃつても、そういう考え方を持つておる。従つて、あなたが作る法律は、できるだけ統制のない、監督のない方が望ましい。そうでなくともそういう感じを深く持つておる。これはあなたの過去の暗いかげがそうせしめておることは、いふまでもない事実であります。従ひまして、この法律は、監督面においては、すべて商工会議所と同じような文句に書き直す必要がある、こういうふうに考えますが、その点につきまして……以上三点についてお答え願ひます。

○岸国務大臣 商工会議所のある地区に商工会を、この商工会法によつてできるようにすべきであるという御意見であります。先ほど小林委員にも私はお答え申し上げたのでありますが、政府におきまして、その点につきましても、いろいろと十分に検討をいたしたのであります。現在の状況におきましては、この小規模の商工業者の団体を商工会議所に加入せしめるとか、あるいは指導所を各地に作るのか、あるいは支部を作るというようなことをいひまして、従来商工会議所の機能として、小規模業者に対する十分な機能が發揮されておらないのを補充していくというか、充実していくことが、現在の状況からいつたら、商工業者の全体の利益からその方がいいという考えでもって立案をいたしておるわけでありまして、従来の商工会議所のやつていふことが、小規模の業者に十分に

ん。その方の機能を充実するような諸施設を、あわせ行なつていくという考へております。

それから特定の政党に利用するといふ点に關しましては、これはそういうことがあつてはならぬ、業者のあくまでも自主的な団体とし、また事業そのものの目的から申しまして、ある特定の政党が利用するといふようなことは、決して商工業者のためではないと存じますから、その点をまあ注意的に明らかにしたものが法文に載つておるわけでありまして、私どももいたしに指導し、民主的に運営されるように考へていかなければならぬ。同時にいろいろな運営の点につきましても、業者の自主性とその民主的な運営というものを十分に伸ばしていくように、実は、立案する際には意を用いておると思ひます。特定の政党がこれを利用してはならぬ——自民党の總裁といひましてもこれを利用するといふような意味においてこれを立案いたしておるものではないですね。

それから最後に私の戦時中における商工大臣としてのいろいろな統制法規が、やはり今回のこの商工会法においても、その思想が現れてゐるんじゃないか、またそういう懸念を中小業者が持つておるから、そういうものを私等についても考へるべきじゃないかという御質問であります。私自身は、これは戦時中であり、あつた時期におきまして、各種の統制に關する法律を立法いたしたことも確かに事実でございますし、また中小企業者等に對しまして、工業組合法や輸出組合

法等の何によりまして、中小企業のために統制を考へたことも、法制上、ただ重要産業統制法という大きな業者の統制だけじゃないに考へたことも事実であります。しかしそれは今日と経済事情も違つてゐるし、政治情勢も違つておりますから、私ども今回の立案に關しましては、従来の同種の立法例等も十分に参照いたしまして立案をいたして、決して商工会議所やその他の民主的な団体に比して、この商工会を強く統制しようとか、監督しようとか、あるいはこれに對していろいろな官の干渉を多くしようといふような字句は持つておりません。いろいろの字句なり立法の技術につきましては、さらに専門の方からお答えした方がいいと思ひますが、私どもは政府の方針また党の方針としまして、そういう考へております。どうか誤解のないようにお願ひをいたします。

○田中(武)委員 さらに同じ点についてお伺いするわけなんです。私申しました第一点ですけれども、総理の御答弁は相も変わらず御答弁であるわけなんです。私申し上げておるのは、最初は、商工会議所のある場所においてに作れるようにするというのが方針であつたといふところ。ところがそれに対して、商工会議所から強い反対が出たので、商工会法と商工会議所法を同じにして、立ち入り検査も同じように解釈して、臨検のような言葉ははずして、商工会も商工会議所と同じにただ単に検査することができ、こういうふうにしたらどうか、その点だけでなく、これはたくさんあります。従つて商工会議所と商工会と同じような監督規定にした、こう申し上げてゐるのですが、重ねて御答弁をお願いいたします。

○岸国務大臣 第一の点につきましては、私そういう事情は何ら聞いておりません。しかし政府として、商工会とあつたのかどうか、その点。もう一つは、おっしゃるようなことであるならば、現在東京都も京都にも大阪にも、その他大都市、どこにも、商工会と現に名をつけて、今政府がこの法律でやろうとしておるのと同じようなことを現にやつてゐる任意団体がたくさんあるわけです。これをどのように扱ふようなお考えを持つておられるのか。

それから私の質問の三点であります。事情も変わつておるし、それから、戦時中と違ふのだから、もうまかしてあげ、こういうふうな御答弁で、そんなことはありません、こういうことなんです。あなたがありませんと言つても、百パーセント受け取れないのがわれわれ、あるいは国民の考え方なんです。おっしゃる通りに、特に商工会を商工会議所より強く拘束し、監督統制する気持がないのならば、先ほど申し上げておる通りに、この文句を商工会法と商工会議所法を同じにしてはどうか。たとえば立ち入り検査の問題にしても、総理は先ほど商工会の立ち入り検査も同じように解釈してゐるというならば、立ち入り検査なんて臨検のような言葉ははずして、商工会も商工会議所と同じにただ単に検査することができ、こういうふうにしたらどうか、その点だけでなく、これはたくさんあります。従つて商工会議所と商工会と同じような監督規定にした、こう申し上げてゐるのですが、重ねて御答弁をお願いいたします。

特に日本の中小企業というのは、欧米の先進資本主義諸国と違って、著しい特質を持っていることは御承知の通りであります。それは中小企業の占める事業所が圧倒的に多いということと、そしてまたそれが零細であるということと、そして過当競争が激しい、従つ

て、そこに従事している従業員というものは数多く、なおかつ賃金というものは大企業と比べて、欧米においては二〇%と言われているけれども、日本においては五〇%、六〇%だ、こう言われているわけでありまして。この経済の二重構造を是正するために、やはり根本的な総合的な施策が必要だと思ひます。失業者のたまり場といわれている零細企業あるいは農村、こういう問題を考えたときに、総合的な対策というものは、先ほど総理が組織化、近代化、こういうことを少し言われましたけれども、やはりもっと大きな視野に立った全体の対策というものが考えらるべきであると思ひますけれども、その点についての総理のお考えを賜りたいと思ひます。

○岸国務大臣 お話の通り、この小規模商工業者に対する施策というものは、従来いろいろなことが行なわれておりますけれども、先ほどもありましたように、なかなかそれが効果を十分に発揮しておらないといった点もあることは確かに私も思ひます。従つて、これに対する施策というものを総合的にいろいろな方面からやつていかなければならない。たとえば中小企業者に対する直接の法律じやございませぬけれども、あるいはデパートに対するある程度の制限はしていくというふうなことも、他の方面からこの小規模の商業者の利益をやはり擁護するということになるのであります。その他、金融なり、あるいは税制の面というふうなものも、非常にこの中小企業者の小規模の企業者に対してはあつて思ひます。なおまた、昨年来実施されております最低賃金法というふうなもの

のも、これはどうしても中小企業者の方の労働しておるところの勤労者の待遇をよくしていく上の一つの施設であるし、あるいはまた退職手当の法律によるところの退職手当の問題であるとか、いろいろな問題をやはり総合的に行なう必要があるのと、それから一口に小規模業者と、こういいますけれども、その業態というものは業種によつてなかなか違つておる状況もありますし、また地域的に見ましても、非常にまた利害関係の状況が違つておるといふようなことを、各種の点から十分に検討して、お話の通り、総合的に施策しなければならぬ。今回の商工会法というものはそういう意味におきまして、従来ない都市以外の郡部の市町村における商工業者が、自主的な団体としてこういう地域団体を作つて、政府もそれに対して適當な指導を与えていくというところ、そういう見地から出てきておるわけでありまして、各方面からの施策を総合してやつていかなければ、なかなか一つの政策でもつて小規模の商工業者がよくなつていくというわけにはいかぬと思ひます。

○勝澤委員 そこで最近特に貿易の自由化ということが言われ始めました。そこで政府もこれに対する対策をいろいろとやられておるようでありますが、その対策というものはあくまでも大企業、独占企業中心の対策であつて、中小零細企業に対する対策というものは、なおざりになっておるように見受けられるのであります。言うならばたとえ独占禁止法なりあるいは輸入取引法の改正等の問題につきましても、これらの独占禁止法なりあるいは輸入取引法によつて、国内における

カルテルの強化というものはますます大企業の圧迫の中で整理や倒産あるいは系列化ということが強化されていくわけでありまして、まさに政府の今やろうとしておる貿易の自由化というものは中小企業倒産の自由化であつて、もつとあたたいかこの零細企業者に対する対策というものが必要であるわけでありまして、この自由化に対する中小企業の対策については、どのように考えておられるか、お答えを願ひます。

○岸国務大臣 お話の通り自由化の影響を最も強く受けるところは、言うまでもなく経済力の弱い、また国際競争力のない仕事に一番強く当たるわけでありまして、これらに対して政府が十分な、そして慎重にその影響を検討して、これに対する対策を考えていかねければならぬことはもちろんであります。ことに農業であるとか、あるいは中小小規模業者というもののに対する自由化の影響というふうなものにつきましては、特に政府としては十分な、慎重な態度でもつてこれに処していくつもりでありまして、決して大企業だけの影響を頭に置いて自由化を進めていくというふうなことはいたしてもおりませんし、またすべきではない、こゝろを思ひます。しかばこの小規模業者に対してそういう荒波が来るのであるが、それではこれに対して政府として、どういふ政策を考えておるのだという御質問であります。私はこの中小小規模業者が要するにそういう国際的自由化の波の影響をよけ持つといふことは、小規模企業自体が弱いといふことが一番大きな原因であると思ひます。従つてそれをどうして強くするか

といふことが基礎にならなければならぬ。この点は従来私どもが行なつてきておる中小業者あるいは小規模業者に対する施策というものを、一そう強化していく必要がある。これは抽象的に申しますと、先ほど申したように組織化の問題であるとか、あるいは近代化の問題であるとか、あるいは金融面における金融を十分に、かつ低利で何していただくか、あるいは税制の面においてこれに対する考え方を十分に現わしていくといふような各方面から施策をしていく必要があると思ひます。今回設けました商工会法にいたしましても、また別に提案をいたしてあります中小企業の業種別の臨時措置法であるとか、あるいは組織化についての特別措置法であるとかいふようなものは、やはりそれぞれの業態に応じた特殊の臨時措置を考えておりますが、一般的には今申しましたように小規模事業に共通の弱点というものを強化する政策をとつていくつもりでございます。

○勝澤委員 それで総理に申し上げたいのですが、確かに最低賃金法あるいは退職金共済法あるいは組織化、近代化いろいろやられておると思ひます。そこでこの立場で、どこから見てものをきめていくかといふのが一番大事なところだと私は思ひます。小規模事業者の立場でものを考えていくか、あるいはまた大企業や独占企業の立場から小規模企業対策を考えていくか、そこに大きな違いがあると思ひます。そこで今やられておる政府の方針というものは何となく大企業、独占企業の方から見ておられる小規模企業対策というものをやられておる、零細企業対策をやられておる、こゝろにどうして見えてくるわけでありまして、今回の商工会法の問題にいたしましてもまず四億円で、ロッキード戦闘機の一機分にも足りない金なんです。それで何をやるかといふのは、全国の三百万の小規模企業者に生活相談所を与えたただけなんです。生活相談所を与えた。生活相談をして、そしていろいろその相談にあつたけれども、さあそれを実施に移すにはどうだといふは、今度は金融の問題においてもあるいは税制の問題についてもいろいろとそれはそれで別なんだ、こゝろにどうして見えてくるわけなんです。今まで何もなかった商工会に、ほんのわずかですけれども四億出すことは、大へんな前進だと私は思ひます。しかし、それに対する裏づけというものが必要だと思ひます。その裏づけを何もせずにおいて、先ほどからも言われておるように、今まで自主的な組織であつたのを、今度はあまりにも官僚統制的なものにしてしまつた。こゝろは、組織上の原則から言へば、私は、やはりできるだけ自主的な組織にさしておくべきだと思ひます。そして、こゝろの形企業の階層別というものを考えるべきだと思ひます。それと同時に、具体的に金融、税制の問題といふものも推し進めるべきだと思ひます。それと同時に、やはり総理も四億では少ないと思つておられると思ひます。ですから、この商工会に対する補助金は、こゝろは四億だけれども、来年度予算では必ず増額するといふことを約束できるかどうか、金融や税制やそれらの問題について、具体的な政策を今より前進させるようにすべ

きだと思ひけれども、その点についてのお考えをお伺いいたします。

○岸國務大臣 お話の通り、この金融の点につきましても、特に小規模業者のために国民金融公庫のワクを広げるとか、あるいは信用保険の制度について、特別にこのワクを広げていくというようなこともわれわれ十分考慮しております。また、税制につきましても、

今税制調査会におきまして、中小企業、ことに小規模の業者に対する負担を軽減するという趣旨において、検討をいたしておりますから、他の税制とにらみ合わせて、政府としては、必ずその方向に持っていくつもりでございます。また、この補助金の四億の問題につきましても、これは非常に少ないの

じゃないかというお話であります。私も決して多いとは思いません。しかしながら、問題は、今度初めて商工会法ができて、この法律によるところの活動をしていくわけでありまして、それ

についての仕事が生じていき、商工会が伸びていくというに従って、補助金の額等につきましても、政府としては十分考慮しなければならぬ。来年度何億ふやさんだということも、今日申し上げることはできませんけれども、

私は、必ずこの商工会というものは伸びていくものであり、また、事業の面におきましても、これは小規模業者のために必要な仕事を、どんどんして

あると思ひますから、従つてそれに必要な予算の点につきましても十分一つ考へて参りたい、こう思ひます。

○勝澤委員 時間も制限があるようです。最後に、商工会議所と今回作られようとしている商工会とどう違つかという点と、もう一つは、農業団

体に対する農業改良普及員制度は、地方公務員ですか、こういう形になっておるようですが、今度考えられている商工会法の中における経営改良普及員は任意のものになっていく。この相違

は一体どういふことで起きたのかという二つの問題についてお尋ねいたします。

○岸國務大臣 この指導員等を農業団体と違つて公務員たる地位を持たせな

いというところは、むしろこの商工会というものをほんとうに業界の自主的な団体とし、また、そういう性格を持つて発達せしめていき、指導に当たるもの

のその中に入り込んで、中小規模業者の立場に立つて仕事をやっていくという意味からいへば、公務員にするよりもこうした制度の方が適當であるというのが政府の考えであります。

○板川委員 閣下連して。総理にただ一点だけお伺いしたいと思ひます。

中小企業の対策の重要法案として、今回商工会法案を出されたのでありますが、予算の面を見ますと、先ほど勝澤委員が申し上げたように四億円であります。これは三百万中小零細企業の頭割りにいたしますと一軒平均百三十五円、まことに微細な金額であります。こうした金額で零細企業者の根本的

な対策はできるはずはないのであります。こうした彌縫的な対策が必要な点もあらうと思ひますが、根本的には日本

の産業をどういふふうに進展させるかということによつて、中小零細企業の発展もあり得ると思ひます。この相違

は一体どういふことで起きたのかという二つの問題についてお尋ねいたします。

○岸國務大臣 この指導員等を農業団体と違つて公務員たる地位を持たせないというところは、むしろこの商工会というものをほんとうに業界の自主的な団体とし、また、そういう性格を持つて発達せしめていき、指導に当たるもの

のその中に入り込んで、中小規模業者の立場に立つて仕事をやっていくという意味からいへば、公務員にするよりもこうした制度の方が適當であるというのが政府の考えであります。

○板川委員 閣下連して。総理にただ一点だけお伺いしたいと思ひます。

中小企業の対策の重要法案として、今回商工会法案を出されたのでありますが、予算の面を見ますと、先ほど勝澤委員が申し上げたように四億円であります。これは三百万中小零細企業の頭割りにいたしますと一軒平均百三十五円、まことに微細な金額であります。こうした金額で零細企業者の根本的

な対策はできるはずはないのであります。こうした彌縫的な対策が必要な点もあらうと思ひますが、根本的には日本

の産業をどういふふうに進展させるかということによつて、中小零細企業の発展もあり得ると思ひます。この相違

は一体どういふことで起きたのかという二つの問題についてお尋ねいたします。

○岸國務大臣 この指導員等を農業団体と違つて公務員たる地位を持たせないというところは、むしろこの商工会というものをほんとうに業界の自主的な団体とし、また、そういう性格を持つて発達せしめていき、指導に当たるもの

のその中に入り込んで、中小規模業者の立場に立つて仕事をやっていくという意味からいへば、公務員にするよりもこうした制度の方が適當であるというのが政府の考えであります。

○板川委員 閣下連して。総理にただ一点だけお伺いしたいと思ひます。

中小企業の対策の重要法案として、今回商工会法案を出されたのでありますが、予算の面を見ますと、先ほど勝澤委員が申し上げたように四億円であります。これは三百万中小零細企業の頭割りにいたしますと一軒平均百三十五円、まことに微細な金額であります。こうした金額で零細企業者の根本的

な対策はできるはずはないのであります。こうした彌縫的な対策が必要な点もあらうと思ひますが、根本的には日本

の産業をどういふふうに進展させるかということによつて、中小零細企業の発展もあり得ると思ひます。この相違

は一体どういふことで起きたのかという二つの問題についてお尋ねいたします。

○岸國務大臣 この指導員等を農業団体と違つて公務員たる地位を持たせないというところは、むしろこの商工会というものをほんとうに業界の自主的な団体とし、また、そういう性格を持つて発達せしめていき、指導に当たるもの

のその中に入り込んで、中小規模業者の立場に立つて仕事をやっていくという意味からいへば、公務員にするよりもこうした制度の方が適當であるというのが政府の考えであります。

○板川委員 閣下連して。総理にただ一点だけお伺いしたいと思ひます。

う。だから日本の場合には、西ドイツと違つて、やはり向こうで政治的な何かを要求するもの、ある程度向こうの立場で考えればやむを得ないのであります。そういう実情の上から、反省の上から日中貿易の打開というものを真剣に考えられることが、私は総理の今後の任務だ、こう思うのですが、かつて戦争に国民を導いた総理としては、そういう点を考えて、日中貿易を打開するよう努力を、反省の上に立って真剣にすることが当然ではないか、またそうすることがこの中小零細企業対策の最大の改善に通ずるものだ、こう思うのであります。これに対して一つ御所見を伺いたい。

○岸国務大臣 中共との関係につきまして、私は日本と西ドイツとが全然同一の立場にあるとも考えておりません。しかし日本の置かれておる情勢、また中共問題というこの政治的な問題は国際的の意義を持つておる反面も、われわれは十分頭に置いて日中関係というものを調整していくということが、実際の問題からいへば、責任のある政府の立場としては、当然そうしなければならぬと考えております。

中小企業との——もちろん貿易はすべてのもに關係がありますが、最近の共産国との關係は、御承知の通り、戦前と非常に貿易内容が変わつておりまして、従来のように、中小企業の製品であるとか、中小企業が扱つておるところのものに對しても、共産国における輸入というところは戦争前とは非常に変わった状況にある。そうしてむしろ建設資材であるとか建設の機械であるとかというものが、日中貿易におきましても、おそらく主体をなすもので、

これが直ちに中小企業に非常な影響があるというふうには、実は私実情はそうじゃないから、そう思つております。

○中村委員長 この際午後二時まで暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後二時二十一分開議

○中村委員長 休憩前に引き続き、會議を開きます。

小林正美君外十名提出の商工会法案を議題とし、審査に入ります。

商工会法案

商工会法

目次

第一章 総則(第一条—第十条)	第二章 事業(第十一条—第十二条)
第三章 会員(第十三条—第二十条)	第四章 設立(第二十一条—第二十七條)
第五章 管理(第二十八條—第四十八條)	第六章 監督(第四十九條—第五十一条)
第七章 解散及び清算(第五十二条—第五十五条)	第八章 雑則(第五十六條—第六十一条)
第九章 罰則(第六十二条—第六十六条)	附則

第一章 総則

(法律の目的)

第一条 この法律は、小規模商業者の組織する商工会の組織及び運営について規定し、かつ、その事業活動に必要な助成措置を講じ、もつて商業の総合的な改善発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小規模商業業者」とは、次のいずれかに該当する者のうち常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人)以下のものをいう。

一 自己の名をもつて商行為をすることを業とする者

二 店舗その他これに類似する設備によつて物品を販売することとを業とする者

三 鉱業を営む者

四 商法(明治三十二年法律第四十八号)第五十二条第二項の規定により会社とみなされる社団

五 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第二条の規定により商人とみなされる有限会社

(商工会の目的)

第三条 商工会は、その地区内における小規模商業者の事業活動の促進を図ることを目的とする。

(人格)

第四条 商工会は、法人とする。

(名称)

第五条 商工会は、その名称中に商工会という文字を用いなければならない。

2 商工会でない者は、商工会とい

う名称を用いてはならない。

(原則)

第六条 商工会は、営利を目的としなければならない。

2 商工会は、特定の個人又は法人

その他の団体の利益を目的として、その事業を行なつてはならない。

3 商工会は、これを特定の政党の

ために利用してはならない。

(地区)

第七条 商工会の地区は、一の市(都にあつては特別区、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九に規定する指定都市にあつては区。以下本条において同じ。)町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、隣接する二以上の市町村の区域とすることができ

2 商工会の地区は、他の商工会の

地区と重複するものであつてはならない。

(市町村の廢置分合に伴う地区の特例)

第八条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廢置分合があつた場合において、その商工会の地区を廢置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第一項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廢置分合前の市町村の区域とする。

(登記)

第九条 商工会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(民法の準用)

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、商工会について準用する。

第二章 事業

(事業の範囲)

第十一条 商工会は、第三条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうものとする。

一 商工業に關し、相談に応じ、又は指導を行なうこと。

二 商工業に關する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 商工業に關する講習会又は講演会を開催すること。

四 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行なうこと。

五 会員が行なうべき社会保険に關する事務をその委託を受けて代行すること。

六 会員及びその従業員のための福利厚生に關する事業を行なうこと。

七 前各号に掲げるもののほか、商工会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

(手数料)

第十二条 商工会は、定款で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

第三章 会員

(資格)

第十三条 商工会の会員たる資格を有する者は、その地区内において、引き続き六月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する小規模商工業者とする。ただし、定款で別段の定めをしたときは、六月以上であることを要しない。

(加入)

第十四条 商工会は、会員たる資格を有する者が商工会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を附してはならない。

2 商工会に加入しようとする者は、加入につきその商工会の承諾を得、かつ、加入金を納めた時に、その商工会の会員となる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(議決権及び選挙権)

第十五条 会員は、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 会員は、定款で定めるところにより、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

4 第二項の代理人は、その代理権を証する書面を商工会に提出しなければならない。

(会費)

第十六条 会員は、定款で定めると

ころにより、会費を納入しなければならない。

2 会員は、会費の払込みについて、相殺をもつて商工会に対抗することができない。

(過怠金)

第十七条 商工会は、定款で定めるところにより、会費の納入その他会員たるの義務を怠つた会員に対して、過怠金を課することができ

(会員権の停止)

第十八条 商工会は、定款で定めるところにより、会費の納入その他会員たるの義務を怠つた会員に対して、總會の議決によつてその権利の行使を停止することができ

2 前項の規定による権利の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

(脱退)

第十九条 会員は、六十日前までに予告し、事業年度の終りにおいて商工会を脱退することができる。

2 会員は、次の場合には、脱退する。

- 一 会員たる資格を喪失した場合
- 二 死亡し、又は解散した場合
- 三 除名された場合

(除名)

第二十条 商工会は、次の各号の一に該当する会員を總會の議決によつて除名することができる。この場合には、商工会は、その会員に対して、その總會の会日の一週間前までにその旨を通知し、かつ、

總會において弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて会費の納入その他会員たるの義務を怠つた会員

二 商工会の体面を傷つけ、又は商工会の目的遂行に反する行為を行つた会員

三 その他定款で定める理由に該当する会員

2 第十八条第二項の規定は、会員の除名について準用する。

第四章 設立

第二十一条 商工会を設立するには、その会員にならうとする十五人以上の小規模商工業者が発起人となることを要する。

(創立總會)

第二十二条 発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作成し、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を會議の日時、場所及び議題とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 前項に規定する公告は、会日の少なくとも二週間前までに、会員たる資格を有するすべての者に対し周知させることができるように行なわなければならない。

3 発起人が作成した定款、事業計画及び収支予算の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

4 創立總會においては、前項の定款、事業計画又は収支予算を修正することができる。ただし、地区及び会員たる資格に関する定款の規定については、この限りでない。

5 創立總會の議事は、会員たる資格を有する者で、その会日までに発起人に対し会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決定する。

6 第十五条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(總會の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(決議の取消し又は無効)の規定は、創立總會について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「商工会法第二百二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会法第二百二条第五項」と読み替へるものとする。

(設立の認可)

第二十三条 発起人は、創立總會の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに役員の名その他通商産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、通商産業大臣に設立の認可を申請しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次の各号に適合している場合に限り、同項の認可をするものとする。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

二 第十三条本文に規定する者の二分の一以上が会員となるものであること。

(認可又は不認可の通知)

第二十四条 通商産業大臣は、前条第一項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、その旨を当該発起人に通知しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により不認可の通知をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

(事務の引渡し)

第二十五条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を役員に引き渡さなければならない。

(成立の時期)

第二十六条 商工会は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の準用)

第二十七条 商法第四百二十八条(設立無効の訴え)の規定は、商工会の設立について準用する。

第五章 管理

(定款)

第二十八条 商工会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事業
- 四 地区
- 五 事務所の所在地

六 会員たる資格に関する事項 七 会員の加入及び脱退に関する事項 八 会員の権利及び義務に関する事項 九 会費に関する事項 十 役員に関する事項 十一 総会に関する事項 十二 経理に関する事項 十三 事業年度 十四 公告の方法 (規約) 第二十九条 商工会の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。 (役員) 第三十条 商工会に、役員として、会長一人、副会長二人以内、理事十人以上及び監事二人以内を置く。 2 役員は、会員(法人にあつては、その役員)でなければならない。ただし、設立当時の役員は、会員にならうとする小規模商工業者(法人にあつては、その役員)でなければならない。 (役員の職務) 第三十一条 会長は、商工会を代表し、その業務を総理する。 2 副会長は、定款で定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。 3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理	し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。 4 監事は、商工会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。 (役員の任免) 第三十二条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。 2 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。 一 禁治産者、準禁治産者、破産者で復権を得ないもの又は未成年者 二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの (役員の変更の届出) 第三十三条 商工会は、役員に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。 (役員の任期) 第三十四条 役員の任期は、三年以上内において定款で定める期間とする。 2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年六月をこえてはならない。 3 役員は、再任されることができ	長、理事又は商工会の職員を兼ねてはならない。 (代表権の制限) 第三十六条 商工会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が商工会を代表する。(定款その他の書類の備付け及び閲覧) 第三十七条 会長は、定款、規約及び総会の議事録をその商工会の主たる事務所に備えて置かなければならない。 2 会員は、いつでも、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧) 第三十八条 会長は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。 2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。 3 会員は、いつでも、第一項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 (会計帳簿等の閲覧) 第三十九条 会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、いつでも、会計に関する帳簿及び書類の	閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 (商法等の準用) 第四十条 商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四条ノ二(取締役の義務)及び第二百五十八条第一項(欠員の場合の処置)の規定は、役員について準用する。 2 民法第五十五条(代表権の委任)の規定は、会長について準用する。 (総会の招集) 第四十一条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。 第四十二条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。 2 会長は、会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、その請求があつた日から三週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。 3 前項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から二週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、通商産業大臣の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行なう者がいない場合において、会員が総会員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。	(総会招集の手続) 第四十三条 総会の招集は、少なくとも会日の一週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を示し、定款に定められた方法に従つてしなければならない。 (総会の決議) 第四十四条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 一 定款の変更 二 規約の設定、変更又は廃止 三 事業計画及び収支予算の決定又は変更 四 その他定款で定める事項 2 会長は、総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に変更の理由その他通商産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、通商産業大臣に定款の変更の認可を申請しなければならない。 3 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 4 第二十三条第二項及び第二十四条の規定は、第二項の認可について準用する。 (総会の議事等) 第四十五条 総会は、この法律に別段の定めのある場合を除き、総会員の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。 2 総会の議事は、この法律に別段の定めのある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。 3 議長は、定款で定めるところによる。
---	--	--	--	---

4 総会においては、第四十三条の

規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができ、ただし、出席者の三分の二以上の同意があつた場合は、この限りでない。

(特別の議決)

第四十六条 次の事項は、総会員の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 解散
- 三 会員の除名

(商法の準用)

第四十七条 商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(決議の取消し又は無効)の規定は、総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十一条」とあるのは「商工会法第四十三条」と、同法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「商工会法第四十六条」と読み替へるものとする。

(総代会)

第四十八条 会員の総数が二百人を超える商工会は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代は、定款で定めるところにより、会員のうちから、その住所、事業の種類等に依りて公平に

選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時にあける会員の総数の十分の二(会員の総数が五百人を超える商工会にあつては、百人)を下つてはならない。

4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 総会に関する規定は、総代会において準用する。ただし、総代会は解散の議決をすることはできない。

第六章 監督

(届出等)

第四十九条 商工会は、設立の登記をしたときは、その日から二週間以内、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。主たる事務所を移転したときも、同様とする。

2 商工会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を通商産業大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第五十条 通商産業大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要な限度において、商工会から報告を徴し、又はその職員をして商工会の業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求に応じ、これを示さなければならない。

(警告等)

第五十一条 通商産業大臣は、商工会の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないと認めるときは、次の各号の一に掲げる処分をすることができ、

- 一 業務の一部の停止
- 二 設立の許可の取消し
- 三 通商産業大臣は、商工会が第二十三条第二項第二号に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお当該要件をみたすことが困難であると認めるときは、その設立の認可の取消しをすることができ、

3 通商産業大臣は、市町村の区域の一部を地区とし又は地区の一部とする商工会について、それをそのまま存置することが不適当であると認めるときは、その商工会に對して、第七條第一項に適合するようにその地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすることができ、

4 通商産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会がその勧告に従わなるときは、その設立の認可の取消しをすることができ、

5 通商産業大臣は、第一項又は第二項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事、第三項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

第七章 解散及び清算

第五十二条 商工会は、次の場合には、解散する。

- 一 総会において解散の決議をした場合
- 二 破産した場合
- 三 設立の認可を取り消された場合

2 商工会は、前項第一号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(清算人)

第五十三条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第三号の規定による解散の場合には通商産業大臣が選任する。

第五十四条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、通商産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

(民法の準用)

第五十五条 民法第七十条(破産)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係るものを除く)及び第八十三条(清算)の規定は、商工会の解散及び清算について準用する。

第八章 雑則

第五十六条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、商工会の事務経費(人件費を含む)の全部及び商工会の行なり小規模商工業者の経営又は技術の改善発達のための事業の実施に要する経費の二分の一を補助する。

(不服の申立て)

第五十七条 この法律の規定による通商産業大臣の処分(第六十一条の規定により通商産業大臣の権限の一部が通商産業局長又は都道府県知事に委任された場合には、当該通商産業局長又は都道府県知事の処分)に不服のある者は、通商産業大臣に對して不服の申立てをすることができ、

2 不服の申立ては、処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を通商産業大臣に提出しなければならない。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、不服の申立てをすることができない。

3 正当な理由により前項の期間内に不服の申立てをすることができなかつたことを疎明したときは、同項の期間経過後でも、不服の申立てをすることができ、

第五十八条 通商産業大臣は、不服の申立てが不適法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さなければならない。

3 通商産業大臣は、決定書の写しを申立人に送付しなければならない。

第五十九条 通商産業大臣は、不服の申立てがあつたときは、前条第一項の規定により却下する場合を除き、相当な期間を置いて予告したうえ、公開による聴聞を行わなければならない。

2 聴聞に際しては、不服の申立てをした者及び利害関係者に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第六十条 通商産業大臣は、聴聞の結果を参酌して、事案の決定を行なう。

2 第五十八条第二項及び第三項の規定は、前項の決定について準用する。

(通商産業大臣の権限の委任)

第六十一条 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を通商産業局長又は都道府県知事に行なわせることができる。

第九章 罰則

第六十二条 第二十三条第一項の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出した発起人は、三万円以下の罰金に処する。

第六十三条 第五十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽

の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした商工会の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。

第六十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした商工会の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

二 第十四条第一項、第三十七

条、第三十八條又は第三十九條

後段の規定に違反したとき。

三 第二十二條第六項、第二十七

条若しくは第四十七條において

準用する商法の規定又は第五十

五條において準用する民法の規定

による公告をせず、又は不正の

公告をしたとき。

四 第四十四條第二項の規定による

申請書又は添附書類に虚偽の

記載をして提出したとき。

五 第四十九條第一項又は第五十

二條第二項の規定による届出を

せず、又は虚偽の届出をしたと

き。

第六十六条 第五条第二項の規定に

違反した者は、一万円以下の過料

に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から

起算して二月をこえない範囲内

において政令で定める日から施行

する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に商

工会という名称を用いている者

は、この法律の施行後一年以内に、その名称を変更しなければならない。

2 第五条第二項の規定は、前項に

規定する期間内は、同項に規定す

る者には、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第三条 登録税法(明治二十九年法

律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第十九条第七号中「日本商工会

議所」の下に、「商工会」を、「商工

会議所法」の下に、「商工会法」を

加える。

(所得税法の一部改正)

第四条 所得税法(昭和二十二年法

律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

理由

從來、小規模商工業者に対する国

の施策の欠如にかんがみ、この際、

小規模商工業者の組織する商工会の

組織及び運営について規定し、か

つ、その事業活動に必要な助成措置

を講じ、もつて商工業の総合的な改

善発達に寄与する必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由であ

る。

本条施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、

約二千億円の見込みである。

最近政府もようやく小規模事業者に

対する施策の必要を認識し、本国会に

商工会の組織等に関する法律案を提出

するに至つたのでございます。

しかしながら、政府提案の商工会組

織法案をいさいに検討いたしますと、

名は小規模事業者の商工会を主張しな

がら、その実は小規模事業者だけで

なく、大企業をも含む小型商工会議所

の設置を内容とするものであり、さらに

官僚統制復活の危険をはらんでい

るのであります。法案の裏づけとなる取

るに足らない予算措置と考え合わせる

ならば、政府が真剣に小規模事業者の

救済を期す意を以て提出したと見て

取らざるを得ないものと存じます。

○中村委員長 まづ提出者より趣旨の

説明を聴取いたします。小林正美君。

○小林(正)議員 日本社会党を代表

ことを考えているのかどうかはなはだ疑問なきを得ません。

社会党は、このような政府提案の商工会組織法案に反対し、ここに独自の商工会法案を提出し、真に小規模事業者自身の手による、小規模事業者のための組織として商工会の育成発展を考へて参りたいと存する次第であります。

このような立場から、今回政府提出の商工会組織法案の代案として、本商工会法案を提出いたしました次第であります。

次に本法律案の概要を御説明申し上げます。本法律案の骨子は、小規模事業者の自主的な組織を定めるとともに、商工会の行なう小規模事業者のための事業について国の助成措置を規定するものであります。

まず第一に商工会の組織はあくまで小規模事業者だけに限定した階層別、規模別組織とし、小規模事業者以外の会員並びに役員を認めず、小規模事業者の自主的な組織を考へておるのであります。

従つて第二に、商工会の地区につきましても、従来商工会議所のある都市、さらに町、村の区域として、地区的な制限を設けず、小規模事業者のあるところすべての区域に商工会の設立を認めておるのであります。もっとも、商工業の状況により必要な場合は、隣接する二以上の市、町、村の区域を合せて一つの商工会を設立することもできるように考慮されております。商工会議所の地区は原則として市の区域としておりますから、市の区域では、商工会議所が大中企業の組織、商工会が小規模事業者の組織として、

両者の組織が重複することになるわけでありませう。

第三に商工会の事業といたしまして、商工業に関する相談、指導、情報資料の収集、提供、講習会、展示会等のほか、今日小規模事業者にとってその必要が痛感されざる事業主並びにその従業員を包含した社会保険の事務代行や福祉厚生事業も行なわしめることとしたのであります。

第四に、商工会は地区内の有資格者二分の一以上の申請があれば、当然認可するものとし、認可にあたつて行政庁による不当な統制を排除しているものであります。また自主的な組織としての建前から、加入、脱退は自由とし、小規模事業者自身からなる総会、総代会、役員にその民主的な運営をゆだね、小規模事業者以外のものの参加する運営協議会の設置等は一切これを認めない方針であります。従ひまして、行政庁の監督権も必要やむを得ざる場合に限り、役員員の任免や立入検査の権限はこれを認めず、商工会議所に準じて規定することとしたのであります。

最後に商工会の行なう小規模事業者のための事業を促進すべく、商工会の人件費を含む事務費の全額について、国がこれを補助するものとし、その他必要経費についても国がその半額を補助するよう定めておるのであります。この国の助成に必要な経費として、特に二十億円の予算措置を考へておるのであります。

かくして社会党の商工会法案は、名実ともに小規模事業者の組織の強化、拡充と、その経営の安定、発展を期している次第でございます。

以上、本商工会法案の提案理由の概略を申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

この際、お諮りいたします。

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○池田国務大臣 私は大、中、小まぜてその地区内で渾然一体をなしてやることかといふと思ひます。

○中村委員長 それでは、本案並びに商工会の組織等に関する法律案、中小企業業種別振興臨時措置法案の三案を一括して議題とし、審査を進めます。

○池田国務大臣 そういふ場合には、工合に渾然一体とはならぬのでありまして、そういつた大きな力のものであつて非民主的な運営がされるもので、おそれが非常にありますので、われわれとしては参考人の方の意見と同じような危惧の念を抱いておるということをおし上げておきたいのであります。

○小林(正)委員 通産大臣にお伺ひいたしたいと思ひますが、実は先般参考人を国会に招きました。いろいろ業者の方々の声を聞きましたが、その中で一、二非常に重要な発言があったと思ひますので、ここで私からそれを申し上げまして通産大臣の御所見を承りたいと思ひるのであります。

○池田国務大臣 私は大、中、小まぜてその地区内で渾然一体をなしてやることかといふと思ひます。

○小林(正)委員 通産大臣にお伺ひいたしたいと思ひますが、実は先般参考人を国会に招きました。いろいろ業者の方々の声を聞きましたが、その中で一、二非常に重要な発言があったと思ひますので、ここで私からそれを申し上げまして通産大臣の御所見を承りたいと思ひるのであります。

○池田国務大臣 私は大、中、小まぜてその地区内で渾然一体をなしてやることかといふと思ひます。

うことを申されておるのであります。が、参考人の意見ではそうではなくて、現にこれまで商工会を運営してきており、しかも全部業者が役員になっておつて今日まで何年か経験をしてきたが、少しも痛痒を感じておらない。つまり商工業者以外の役員が入つてもらわなければ、会の運営ができないという心配は少しもないのだ。むしろそういう人たちが役員として会に入つてくることこそ、会の民主的な運営を阻害するから、そういうことは望ましくないという声が、現に長年商工会の役員をしておつた人々から出ております。そういう声は通産大臣としても率直に聞いてもらいたいと思ひます。が、その点いかがでありますか。

○池田国務大臣 そういふ場合には、私は役員を全然入れなくてもいいと思ひます。ただ三分の一というものは、全体的に考へまして、おおむねその程度の者を入れ得る、一人でもつけようでございます。二人でもつけようでございます。だから入れ得るという規定でございます。ただ商工会議所とのならみ合せて一人くらいは必要じゃないか、法の建前は入れ得るということでございます。

○小林(正)委員 それからもう一点だけ伺つておきたいと思ひます。中小企業業者の租税負担額と、中小企業保護助成金の関係を一つながめてみまして、いかに中小企業業者が多くからの負担が非常に少ないか、こういうことが私は一目瞭然としておるのじゃないかと思ひます。三十三年度の詳しい資料はまだ出ておりませんが、三十二年度の国税庁の集計でわれ

するの選挙の本質でございます。それが、全部が何だか一人一票だということも経済の実態にそぐわない場合もありますので、私はこういうことは一般の組合その他でも、ある程度行なわれていると承知しております。実際そういうものじゃないかというふうに考えております。

○北條委員 時間を取って恐縮であります。協同組合におきましては、一人一票です。ですから、協同組合理論に基づいて一人一票であつて初めて、先日来繰り返して申し上げておりますように、中小企業者に対して、かゆいところに手の届く、いわば親切な政策を打ち立てることができると思ふので、商工会議所の場合はそうでないというところに、非常に大きな問題があるのだということを私は申し上げておるわけでありまして、でありますから、今回商工会をお作りになるときに、その一部分が商工会議所とダブることは困るのだというところで、それを排除してはならないことについては、私と一例を申し上げますならば、東京都の大田区に東京商工会議所は今度支部をお作りになるという御方針を決定されたか。大田区では、人口は一体どれだけかといふと、六十八万もありません。熊本市の商工会議所が二十万で、これから大いに努力して、十分かゆいところに手が届くような親切な政策をとつていこうというふうに言われるのであります。これは結局人間の能力の問題だと思ふのです。大田区の場合は、六十八万も人間を擁して、はたしてできるかできないか。私はできない

というふうに考えるのであります。が、通産大臣としては、東商に対して、大田区に支部を今度作ると言われますが、二十三区全部支部を作らせるような指導方針を持っておられるかどうか、この点について伺ひたい。

○池田国務大臣 協同組合の例と、一般の商工会議所の時分の選挙その他につきましては、おのずから実態が違ひますが、私は、協同組合のようなものは一人一票で通し得ると思ひます。大田の事例が平均してありますから、ましては、大きい都市の商工会議所につきましても、できるだけ一人一票の原則を頭に置きながら実情に沿うようにやつていきたいと考えております。

第二の大田区の六十八万という人口、これは人口であります。業者がどのくらいおられますか。もちろん熊本市とは大へん違いになると思ひます。しかし、今回大都市に商工会を設けたいゆえんのもの、先ほど申し上げましたように一体となつてやつていくという考え方でございまして、各区には支部を設けるよう勧奨するつもりでございます。そしてまた支部におきましても、相談所の置きどころ等々につきましても、皆さん方が大都市にも商工会を置いたと同じような効果が現われるように努力してみたいと考えております。

○北條委員 もう一つ大臣にお聞きしたいと思ひます。

日本の中小企業対策といふと、商工行政といふものは、ほんとうの総合性あるいは一貫性といふものが欠けていて、私は思ふのであります。別に池田さんの古傷にさわるわけではございませんが、あるときは、中小企業者

が右を向こうと左向こうと、そう大した問題はないというように世の中を世の中と言われたりする。過去を顧みてみますと、どうも一貫してないと思ひます。先日の大臣のお答えでは、中小企業の問題が十年來非常に問題になつてきたといふふうにおつしやいまして、まことにけつこうであります。しかし、できるならば、日本の経済構造からいいますと、中小企業の問題は、何と申しましても富士山のすそ野に当たるものでありますから、これについて真剣に施策を遂行していく重大な責任が政府にあると考えているのであります。ところが、いろいろな法律をお作りになりますけれども、作つた法律がはたして実行されているかどうかというところになりまして、非常に疑問があると思ひます。結局、せっかく作つた法の法律も政令でもって魂が抜かれていくのが、遺憾ながら現実ではないかというふうに考えるわけではございません。従つて、質問というよりは、むしろこの際、日本の商工行政を担当されます池田通産大臣に対して、総合的に、しかも一貫性のある政策を打ち立てていただくことを強く要求いたします。

○池田国務大臣 全くその通りでございます。中小企業対策の必要と緊急性に基づきまして、とんだ法律ができて参りました。各国に比べましても法律の数の点においては遜色がない。いろいろな施策の点におきましても遜色がない。この量の問題、質の問題につきましてもまだ改善していかなければいかぬ。私は就任以來いろいろ中小企業のことにつきましての外国の事情とか、あるいは国内の専門的の意見を聞

きますと、結局商工会にありますが普及員の指導、育成といふことが、やはりもとになるようにございまして、フランスとかドイツの状況を見ましても、問題は経営指導が主になつておるようでございます。こういう意味におきましても、今回商工法を設けまして普及員の質をよくし、高めて、そして今までのいろいろな法律を総合的に、また一貫して進めていきたい。もちろん法律ができて、政令が十分でなかつたといふふうな場合におきましても、皆様の御意見——法律がこうなつておるけれども政令がこれでは趣旨が徹底しないのじゃないか、こういうふうなことにつきましては、御意見を伺ひまして万全を期したいと考えております。

○北條委員 こういふふうに時間のあるときには、十分に大臣の御意見を伺ふことが、私はきつめて適切だと思うのであります。従つて下手に油断をして答弁をされましても、ヒョウタンからこまが出ないといふたえの通りに、こまが出ないとも限りませんので、この点は一つ真剣に私も質問いたします。大臣も御答へ願ひたいと考える次第でございます。

そこで、これは大臣にお聞きするのにはちよつと気の毒なものであります。先ほどお話のありました東京商工会議所が大田支部を作るといふことに決定をして、四月の一日から発足するといふことではあります。一体その支部の規則といふものは、それを拝見いたしますと、私は決していふゆる民主的な内容ではないと考へておるのであります。結局大田支部は、東京商工会議所において、議員総会においてきめて

どの地区に支部を作るといふことをきめて、その方針に基づいて大田に作る、あるいは将来どこかに作るということ、この支部の規則、支部の設置は、先日の高城事務理事のお話では、定款に基づいてやつておられます。しかもその定款は昭和二十八年に作つた定款でございます。言つておられますが、さて今言ひましたようにやつてみますと、結局天下りの支部になるということになるわけでございます。どうも私は天下りの支部といふことは賛成しかねるのであります。これに対して通産当局としてはどういふふうにお考へになつておるか、あるいはどういふふうな指導方針をとつておられるか、この点について伺ひたい。

○松尾(金)政府委員 商工会議所の支部を作ることにつきましては、これからだんだんと具体化して参るわけでございます。今までのところでも、それだけの、何々区に支部を作るといふことになりますれば、当該の——たとえて申しますと、おまな商店街でございます。実態的な問題は相談をして——実際の手続は、今お話のございましたように、商工会議所の組織の一部でございますから、定款の定めるところの手続をとりますけれども、実態的には、当該地区の会員なり、あるいは小規模事業者の集まり等に十分御相談して、支部の設置を進めていく、そういうふうな指導してあります。

○北條委員 ことわざに大男総身に知恵が回りかねといふことがありますが、私もその大男の一人でございます。松尾企業局長にお伺ひいたします。先ほど大臣に質問したのであります。先

不十分でありますからあなたの方に質問いたしますが、六十八万という大田区—東京の二十三区というのとは相当大きな人口を擁しておるのであります、先ほどのことわざの通りに、はたして手が回るかどうかということでございます。

それから、先般小山長官のお話によりますと、東京に経営普及員を九十人程度回すということでございますが、その九十人でもってこの三千万近い中小企業者あるいは中小商工業者をめんどろ見るといふことは実際にできるかどうか、それについてあなたはどうかうふうにお考えになつてゐるかどうかと云ふことです。

○松尾(金)政府委員 御承知のように、従来も商工会議所におきまして、中小企業相談所という形で個々の相談を受けると同時に、あるいは巡回をして相談を受けるとか、あるいは各地でいわゆる講習会を開くというような形で、小規模事業者の合理化なり経営の指導をして参つたと思ひます。しかし、従来は何分にも経費その他のいろいろな都合から十分でなかつた点多かつたと思ひますが、来年度以降各地の商工会と商工会議所が相並んで小規模事業者の指導に、さらに力を尽くすという段階になつて参りますと、またそのためには、従来に比較しまして相当大きな補助金の用意もしてございすから、その意味で、東京の商工会議所の例をとりますと、従来わずか二人分の補助金しか出ていませんで、それに対して十倍くらいの経費を追加をして、それで従来をやつていたと思ひます。しかし来年度以降商工会法の施行とともに、商工会議所にも相当程度補

助金の増額が期待されますし、それと合わせまして、従来における小規模事業者の指導よりもはるかに大きな規模で、できるだけ手広く小規模事業者の指導をして参りたいということに相なると思ひますので、従来の例だけで今後を卜するわけには参りませんし、また商工会議所もそれだけの決意を持つてこの指導に当たつて参ると思ひます。今御指摘のございましたように、この人数の割合に指導員の活動が十分にいくかどうかという点は、商工会議所自身も、今後その点については十分従来以上に努力をしなければならぬ点と思ひますが、ただ大きな都市におきましては、やはり小規模事業者は比較的密集してゐるはずであります。従いまして、小規模事業者の頭数に比例して、つまり地方都市における場合と比較いたしますと、比較的の小規模事業者が密集してゐるはずでございますから、それだけ経営指導その他についても活動しやすいことになると思ひます。そういう意味で、今後とも巡回指導なり、あるいは講習会その他の開催で、できるだけ小規模事業者の数をまといて経営の指導をやつて参りたいというところで、これは実際にやってみなければわからないことでございますけれども、少なくとも従来に何倍かの能率を上げた経営指導ができるというふうに私は考へております。

○北條委員 先ほど私の質問の要点がばやけたのでお答えなかつたのでありますが、大田区に四月一日から支部を作るという商工会議所の自主的なやり方があります。しかしそれにはやはり通産省当局としては指導方針を持つていなければいけません。大田区のと二

十二区にそういつた支部を作つた方が好ましいというふうな指導方針を持つておられるかどうか。

○松尾(金)政府委員 これは経費その他の都合が許しますれば、できるだけ支部の数もふやして進んでいくことが当然だと思ひます。ただ現在までの状況では、同じ東京都内におきまして、それぞれ別の地区において、そういう支部を自分のところに作つてほしいという、その地区の要望なり、お話し合ひ等もあるように聞いております。そういう意味で、ただいま例におあげになりました大田区その他は、特にその支部を設けてほしいという地元の要望も非常に強く、また地元との話し合ひも非常に円満にいつて、そういう意味から比較的早く支部が設置されるような機運が熟してきた状態にあると思ひます。今後とも、もちろん経費の許します限り、できるだけ支部の数もふやして、経営指導その他に遺漏ないよう期することは当然のことであると思ひます。

○北條委員 これは昨年来、通産省が商工会議所のある地区にも商工会を作らせようというふうな、当初はそういう考えがあつたわけでありまして、もちろんそれは全部ではありませんが、一部にそういう意見があつた。だから東京都内におけるところの商工業者あるいは商工会を作つておる諸君は、当然自分の方でも商工会を作れるというふうな考へておつたから、東商の支部を各區に作つてくれという要望が今日までは出ていないのです。ところが今度とたんに、政府がこういうふうな法律案を出されますと、商工会をどうしても自分たちのところに作らしてくれ、法律を改正してくれという要求が、私どものところから出てきておるわけですね。でありますから、今あなたが、各二十三区のうちから支部を作つてくれという要望が出ていないと言われましたけれども、これは当然のことなんです。それは支部を作るより、商工会を作らせろという意見が、どんだん私どもの方に出てきておるわけでございます。そういうことは、あなたの方にもおわかりになつてゐると思ひます。従つて、東商の支部を各二十三区に作つてくれという要望が出ないのは当然だ。そうでなしに、商工会を作つてくれという要望が、あなたの方にも出ておるはずだと思ひますが、その点については、あなたの方はどうですか。あなたの方にそういう要望が出ておるか出ていないか。

○小山(雄)政府委員 具体的にはそういう要望は聞いておりません。個人的にはいろいろそういう意見を持つておられる中小企業関係の人もあると思ひます。

○北條委員 それから大臣に最後にお伺ひしたいのでありますが、大臣は、先般都道府県の連合会を作ることについて、あるいは全国の連合会を作ることについては、十分検討して、こう、こういふふうに本会議においてお答えになったと私は記憶しておりますが、その点はそういうふうにお考えになつておるかどうか、まず一つ。

○池田国務大臣 商工会の全国連合会は、私は作つていくべきだと思ひます。今でもそういうものがございす。ただ今回これをしなかつたというのは、商工会の状況を見まして、府県にはまだ府県連合会もできておりません。府県連合会ができる機運が出てくれれば、これをまとめて、私は将来府県連合会、全国商工会連合会、こういう方向に進んでいきたいと思つております。

○北條委員 それで、大臣にも一つ、二つ質問いたしますが、単位商工会、単位商工会議所、それからその上に今度は商工会の県連合会、商工会議所の県連合会、上には日本商工会議所、こつちには全国商工会連合会、こういうものがございす。そうすると、相互に常に連携を保たしめることが必要だと思ひますが、そういうことで連携を保つていっても、連携を保たなければ、それまでということになります。少なくとも私は、商工会法を成立させるにあつて、商工会の方にも、商工会議所と常に連絡しなさい、従つてまた商工会議所の方にも、あなたの方は商工会と絶えず連絡を密にしなさいというふうな、いわば訓示規定といひますか、道徳規定といひますか、そういうものを私はこの際作つたらどうか、こういうふうな考へておるのですが、その点について。

○池田国務大臣 これは商工会連合会、全国商工会連合会、こういうものができましてからの問題で、今は、予定いたしておりますが、状況を見てからというふうになつておりますから、規定を置かない。そういうことを実施する場合にも、もちろん商工会の組織に関する法律を改正いたしまして、置かなければならない。置く場合におきましては、御意見は、私は参考になると思つております。

○北條委員 もう一つ大臣に御質問いたしますが、現在自信を持つてお出し

になりました。商工会組織に関する法律案、この法律案の中で、結局最後の問題になるのは、商工会議所の地域と商工会の地域とダブった地域に商工会を作らせないということが、一番問題になるわけでありまして、これはもうすでに釈迦に説法でありまして、言う必要はないのであります。その重複した地域に将来商工会を作らせる、作ってもいいんだ、こういうふうな法律をそこまで譲歩をしていただく。実情がそうなるておりますから、その実情に合致してこの法律を将来改正するというようなお気持ちがございましてよろうか。

○池田国務大臣 その気持はただいまのところございせん。私はやはり一地区一商工、一商工、これでいい。て、こういふ方向で育成していくべきだ、という考え方に立っております。

○北條委員 長官にお伺いいたしますが、先日あなたはいは商工会連合会という名前が使っていたということございまして、それが、そうなりまして、今大臣のお答えがございましたが、商工会議所のある地域内において商工会がたくさんあると思ひます。それらはすべて商工会という名前を、今後法律の規定しておる年限内に撤回しなくてはならぬ、また撤回せしめようという指導方針を確然と持っておられると私は考えるのであります。そうなんですか。

○小山(雄)政府委員 大都市におきまは商工会の名前を使ったものを、これは私どもの調査で見ますと、同じ商工会という名前を使っておりますものうちで、商店街団体、いろいろな名前を使っておるうちに商工会という名前

を使つたというのが多いわけでありまして。これは商工会というものと実態が違ひまして、むしろ協同組合というよりなものでありまして。それからもう一種類のものは、通称民主商工会といわれておりますが、同義的といひますか、ほんの何々区なら何々区のうちで、せいぜい百人くらいの人が集まつて、いろいろ税関係その他で動いておる団体がございまして。この二種類の団体がございまして、この法律が施行になりました際には、いわゆる名称禁止の規定によりまして、その名前は変えていただくなければならぬ、こういう指導をして参りたいと思ひます。

○北條委員 具体的に申し上げますれば、先日参考人として出て参りました長野県の県庁ですが、県庁は飯田市の商工会議所の区域の中に包含されておる。しかもその県庁には昭和十年から商工会というものがあつて、今日まで二十五年間の歴史を持つておる。ところが、県庁からは飯田市の商工会議所にはたつた二人の会員しかいない。これはあなた終始それを聞いておられた。そうすると、県庁の場合には、あそこ商工会を、光輝ある歴史を持つてこの商工会というものを、お前やめろ、こういうことになるのですか。

○小山(雄)政府委員 この法案の附則の規定によりまして、要するに今回法制化しようとしておる商工会と実態が同じのようなのは、従来のその経緯に基づきまして、実質的にも同じような活動をしていたといふものは附則で救つていこうという規定がございまして、冊町の商工会等も附則で救つていくという形にならうかと思ひます。すると、この法律に基づく商工会と

して残つて存立していけることになるわけでありまして。

○北條委員 企業局長に御質問いたしますが、兵庫県水上郡柏原という町があります。この柏原町にも昔商工会といふものがございまして、それが二十八年の商工会議所法の施行以来商工会議所になったのです。ところが、三年か四年やつて、商工会議所はだめだといつて、もとの商工会に戻つた。それではなぜ戻つたか、これについてあなたの方はどういふふうにお考えになつておるか知りませんが、私は御参考に申し上げますと、商工会を一応は商工会議所にした、格式を持つて商工会に

したのであります。が、会議所にしてみると、会議所はいわゆるだんな衆の集まりであつて、われわれ一般中小企業者、小規模企業者の団体ではないといふことで、ついにそれが経営困難になつて、再びもとのもくあみに戻つた。この実情はあなたの方ではおわかりになつておると思ひます。あなたの方にはどういふふうにお考えになつておるか、それについてお考えになつておるか、というふうにお聞きしたいといふこと

と、それから二十八年度の商工会議所法施行以来、一べんは商工会議所になつたけれども、柏原の商工会議所のように、もとのもくあみに戻つたといふものが幾つくらいあるか、この点について一つ御質問したいと思ひます。

それからもう一つは、奈良県の商工会議所は従来全県一区の区域だったのですが、それが最近、全県を商工会議所の区域とするといふことで、定款を改正したとかしないかといふことなんですか、それは事実なのかどうかといふことと、あなたの方では奈良県

の商工会議所に対して、どういふふうな指導方針を持つておられるか。もし奈良県の場合は商工会議所が全県一つだとしますと、あそこには一つも商工会といふものを作れない。現存するものも全部だめだといふことになるのですか。この二つの点についてあなたの見解を伺ひたいのであります。

○松尾(金)政府委員 ただいま具体的に御指摘がございました。柏原町の商工会議所の経緯は、私実は存じておりますので、具体的に御答へ申し上げます。これは従来商工会議所法という制度しかなかったときには人格もない、従つて事実上の団体である商工会というよりは、商工会議所になりたといふ希望が各地にあつたことは事実でござい

ます。しかし商工会議所といふことになりまして、やはり商工会議所の制度として、それ相応な事業活動ができる見込みがなければなりません。それだけ財政的な基礎もなければならぬといふようなことで、商工会議所の設立の認可につきましては、やはりある一定の基準で審査をして参つております。そして一たんその審査に一応合格をして商工会議所が設立された後におきまして、やはりその後いろいろな事情から、たとえば財政的な基礎が十分確立しないとかいふような事情で、結局商工会議所という制度が維持できないといふような状態になつて、やむを得ず商工会議所が事実上一度解散をしたといふ例が、ちよつとその件数はここに調査したものを持つておられますけれども、従来も幾つかあつたと思ひます。従ひましてそういう意味で商工会議所といふからには、しかも従来

は商工会議所に対して国の援助といふものがほとんどなかったわけでありまして、自分の力である程度の財政的基礎といふことになる関係から、そういうある程度の制約があつたと思ひます。これはそういう事情から、やむを得ずまたもとに戻つたという例はあるように聞いております。

それから奈良県の場合でございますが、現在全県一区という形の商工会議所は、御承知のように今奈良県の商工会議所ただ一つでございまして。これはかつて商工会議所の制度が幾たびか変更がありまして、ある時期には御承知のように全県一区の商工会経済会というやうな時期があつたのは御承知の通りでございまして、そういうときからの、いわば慣性で、せつかく全県一区になつた地区の制度が、またもとに小さくなるというところは何となしに戻りにくかつたといふやうな、いわば慣性的な事情もあつたのではないかと私は想像するものであります。しかし商工会議所の本来の制度、それから商工会議所の機能を十分果たすといふ意味から申しますと、いろいろな経済的なあるいは地理的な、社会的な事情、いろいろ状況で判断しなければならぬと思ひますが、大体論から言ひまして全県一区というやうな広い地区は、やはり商工会議所の活動からいいますと、必ずしも十分行き届かないのではなからうか、まして今度商工会の制度が立てられようとしておる際に、たまたま全県一区で商工会議所があつたといふことのために、その地区には商工会が設立できないといふやうなことで、やはり二つの制度を運用していく上からいって適當ではないのではなからうか

というものが、私どもの現在の考えでございませう。おそろく地元におきまして、もそういふ点をいろいろ相談があつておるだらうと思ひますが、商工会議所はやはり自分の本来の活動し得る地区というものは、おのずからあるということ、奈良県の場合は御承知のように相当広い山間地帯を含めまして全県一區というふうなことになつております。それから市や町も全県を一區にしてしまふにはあまりに飛び過ぎておる。相当離れた距離に市があり、町がある。それを全部包括していくということは、商工会議所の活動としては必ずしもうまくいかないのじゃないかというものが、私どもの現在の考え方でありませう。

○北條委員 奈良県にこだわるわけではありませんが、おそろく現在において全県一區のやつは奈良県だけだと思ひます。そこで奈良県の商工会議所は将来商工会法の実施に伴つて地区を狭めるといふ際に、選挙区ではございませうが、選挙区特有のゲリマンダー、自分のいい地区だけを残しておくというとはしないように、一つ嚴重に、あなたの方ではんとうに中小企業を育成するといふ立場から指導していただきたいといふことを、私は要望するのでありませうが、あなたにそういうお考えはございませうか。そういう要望にこたえて十分指導いたしますというのを、今言明できませうか。

○松尾(金)政府委員 私どもの立場からは御指摘の中にございまして選挙区云々といふことは全く関係はございませう。商工会議所本来の使命に従ひまして、経済的な実態に合うような地区にするのは当然だと考えております。

○北條委員 それでは最後に大臣に御意見を伺いたのでありますが、その前に私は資料を要求したいのです。委員長の善処を要望いたします。

一つは商工会議所に一ぺんたつたけれども、再びもとの木阿彌に返つたのは幾つぐらいあるか、具体的にそれについて資料を出していただきたい。

それからもう一つは現在ある商工会議所に対して、東京商工会議所には二十四万円の補助金を出しておられるというが、他の府県のことは私は知らないのですが、全国の五百幾つかの商工会議所に対して、どのくらいの補助金を出しておられるか、これを一つこの次までに出していただきたい。これをお願いいたします。

そこで池田大臣に最後にお伺いいたしますが、この商工会の組織等に関する法律案が、今まで数回やつておりますように非常に困難でございませう。もちろん政府の中小企業を振興、育成し、その体質を改善してやうという御熱意には、私は深く敬意を表するのでありませうが、しかしそこに敬意を表すれば表するほど実際のみんなの要望するやうに、要望にこたえてやるといふのが、政府のとらるべき政治的な態度であるとは私は確信するのでありませう。そこでこの法律案は先日衆議院の方からは予算を伴う法律案で、三月三十一日までにはぜひ参議院の方に回してくれといふふうなたつての要望があるのをごいさいますけれども、これは私は参議院の方に十分な了解を求め、そしてつてこつて重要な法律案だから、三月三十一日が過ぎてても衆議院において審議をしていくのだ、こういうことをお願いしておるわけでありませう。

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

すが、この際一つ大臣もそこは度量を發揮されまして、十分にこれは審議していただく、そして有効な意見ならば、どんどん修正していただくではないか、こういうふうには大臣にも大度量を發揮していただきたいと思ふのであります。大臣いかがでございませうか。

○池田国務大臣 われわれは案を作つただけでございませう。これをいかようにもなさるのは国会の御自由でございませう。どうぞりつぱな案があらまうならば、御訂正を願つてもよろしい。われわれはこれを最良の案として御審議願つておるのであります。

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

り商工会議所の存する地域の小規模事業者の指導あるいは育成といふことを、従来通り会議所にまかしておくといいことは、はなはだ不徹底じゃないかと思ひます。ただ現れた案を見ますと、小規模事業者の指導といふことはむしろ、「あわせて」の方にありますので、町村における商工業の総合的な改善発展を図ることが主であつて、小規模事業者の育成という方はむしろ「あわせて」やる方、つまり従の方のような感じを与えておる。この点が当初の意図とは若干違つておるのではないかと感じを、私は受けておるのであります。またそこに商工会法案といふものが、何となくつきりしないといふ点があるし、また商工会議所との関係においても何となくつきりしない点がある、そこに根本的に根ざしておると私は見ておるわけでありませう。しかしそれはしばらくおくといたしまして、特に地域をダブらぬといふ方針を貫いておられますために、商工会議所がどうも従来通りのやり方をしておつたのでは、本法がねらいとしておる小規模事業者の指導といふことは十全を期し得ないのではないかと、こゝろ論が非常に強いわけにございませうが、政府の方では、それは商工会議所の方も、特に大都市の商工会議所等については、逐次支部を設けておるか、また会員にも、必ずしも個々の業者といふ方だけでなく、現在できておる商工会あるいはそれに類似のもの等を、この会員として、いくつことによつて、大都市における小規模事業者の指導といふものを全うしていくものであらう、こゝろ御説明をなさつておるわけでありませう。そこで伺ひますが現在法人あるいは個人としての会員以外に、そういう何々会といふか、つまり任意の団体ですか、そういうものを会員として認めておるといふ會議所は、全国にどのくらいあるのですか。またそういう会員はどのくらいおるのですか。

○松尾(金)政府委員 御承知のようにそういう意味の小規模事業者の小さな団体といふのは、比較的大きな都市に多いと思ひますが、現在たとへば東京商工會議所あたりにおきましては、御承知のようにそういう小規模事業者の団体の、いわば団体加入をすでに認めております。従ひまして小規模事業者を加人数で頭を数えますと、その率は七割くらいだ、こゝろ計算になりますけれども、団体加入しておるその団体のメンバーの頭数を計算して参りますと、いわゆる東京商工會議所に入つております小規模事業者の数は、非常にたくさんに、率もぐつと上がつてくるわけでありませう。同じようなことは大阪その他にもありますし、特に京都におきましては、そのメンバーの相当部分がいわゆる団体加入であるといふふうになっております。現在手元に、どここの商工會議所が団体加入を認めておるといふ的確な資料はございませうが、私どもが承知しておる限りでは、いわゆる団体加入といふことを、特にこぼんでおる商工會議所は、あまり多くはないのであるといふふうに承知いたしております。

○小平(久)委員 私がその点をお尋ねするのは、先ほど申します通り、今度商工會議所の支部といふものを、たとへば区ごとに設けて指導していくのだ、

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

○中村委員 午後三時三十分休憩

こういう説明ですが、言うまでもなく
会議所、あるいは商工会でも同じだと
思いますが、やはり根本は要するに業
者の会なんだ、自分たちの会なんだ、
こういう考え方を植え付けるように
組織そのものをしなければ、私は本
来の姿じゃないと思うのですよ。今
までの会議所のやり方が、零細企業
に手がいていないから、それを改善
するために今度は支部を作るのだ、
こういうことをいっても、支部とい
うのはあくまでも中央に、あるいは
上の方にそういう組織があつて、そ
から手を差し伸べてくる、こういった
いわば天降りのというと語弊があるか
もしれぬが、そういう支部を作つて
も、自分たち業者の自発的なものだ
ということにはならぬと思う。だから根
本は大都市の商工会議所であつても、
いかに多くの業者を会員として獲得す
るか、そのことによって会員が会議所
というものはみずから選んだものなの
だ——先ほどの総理の答弁ではない
が、本来ならば会議所なり商工会とい
うものの経営は、会員自身の負担にお
いてやるのが理想だと思う。しかし一挙
にそこにかねにしろ、どうしても一
会員といふものをより多く獲得するこ
とが必要だし、そのためには、そうし
やすいような組織に、どうしてもしな
ければならぬと思うのです。たとい支
部ができて、それは中央からここに
支部ができただけのことだ、自分たち
は別に知ったことじゃないんだといつ
たような場合に、その指導も何もでき
ないし、自分のものだという気にもな
らぬだろうと思う。そういう点から見
まして、一体企業局長は、かりに今言

われておるごとく、各区に支部等をご
の会議所が作るならば、会議所という
ものは少なくとも従前以上にこの中小
の業者のものととなり、またいうところ
の指導などの目的を達成し得るようにな
るといふ、あなたの方の会議所法の運
営責任者の立場からして、そういう確
信があたりですか。

きたはずであります。もちろんそれが
十分であつたかどうかという批判はあ
ると思ひますが、決して会員だけに
サービスをしてきたわけではなくして、
商工会議所の支援団体としての使命
は、それだけの努力はして参つたわけ
であります。しかし、今御指摘がござ
いましたように、やはり商工会議所が
自主的な団体として、その使命を盛り
上げる力を進めていくという意味から
申しますと、当然その組織をできるだ
け大きくし、会員もふやす。また現在
は、御承知のような特定商工業者とい
う制度で、若干その点を補つておりま
すけれども、それだけではなくして、
できるだけ会員のメンバーを広くし
て、商工会議所はみんなの商工会議所
である、そして同時に小規模事業者
対策を進めていくということが、当然
望ましいことであると思ひます。ただ
実際には、商工会議所の会員となるに
つきましては、六カ月以上地区内に営
業所その他持つておればよいという程
度の資格以上に、あまりむづかしい資
格制限はございせんが、やはり会費
の負担その他の関係から、一人々々で
会員として組織の中に入るよりは、む
しろ小規模事業者のある集団があれ
ば、その集団が団体加入という形で商
工会議所の組織の中に入るといった方
が、入りやすいという点もある
と思ひます。現在そういう考え方によ
る運用も、各商工会議所で行なわれて
おりますし、私どもの方で、いわゆる
模範定款といふもので、商工会議所の
組織の一つの基準が示されておると思
ひますが、その中にもこの団体加入を
予想して模範定款が作られておりま
す。そういう制度をあわせて、商

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

と、今回の対策の大きなねらいであ
ると思ひます。現在すでに商工会議所
において、十分そのための準備を進
めておるわけでありまして、私の立場か
ら申しましても、商工会議所が、そうい
う意味で小規模事業者の指導に従来の
熱心であつた、あるいは今後熱心になれ
ないだろうというようなことは決して
考えられないことでありまして、必ず
御期待に沿うだけの仕事はやり得ると
いふふうに私は確信いたしております。

工会議所の組織ができるだけ広く徹底するように努めまして、その上で小規模事業者対策をさらに浸透するように進めていくことが重要だろうというふうに考えております。

○南委員 関連して一点だけお聞きしたいのですが、商工委員会とは、たとえば東京の商工委員会の会員であるべき会費などは、企業局においては調べてあると思いますが、聞きますと、一万円とか二万円とかという高額な会費費用だそうでありまして、商工委員会の中の一層の盲点は、商工委員会の区域と商工委員会の区域とをダブらせているかどうかという問題なんです。法律では商工委員会と商工委員会をダブらせないようには切り切っている。しかし、割り切ったところに、従来のような商工委員会の指導方針では非常に困る点が出てくる。今小委員から御質問があったように、今までの商工委員会のような考え方は、一人の会員が一万円、二万円というような高額な会費を出さなければ商工委員会に入っていけない。なほ団体加入の制度もあるし、模範定款の指導方針もあるでしょう。あるでしょうが、みずから会費を納めて、自分の商工委員会であるというような意識のもとに行動するのと、入りたければ入れというような指導方針でいくのと、そこに会員であるべき人の考え方に非常に大きな違いがある。東京商工委員会には四月一日から大田支部というものができそうです。この支部につきましても、従来のような一万円、二万円という会費のもとで商工委員会の支部を作ろうとしたとしても、これは要するに、ただ区域を限定した今の商工委員会の足であ

り、手であるという程度の差しか出ないと思う。昔、一種会員、二種会員というふうに区別して、議員もそれぞれ出ておりましたような制度がだんだん変わっていったおのれですが、もう一ぱん深く掘り下げて、零細中小企業者を自分の商工委員会の中に吸収して、ほんとうに零細中小企業者の全体の利益の調整と増進ということに、商工委員会が真剣になって取り組まなければ、いたずらに人はやらない、自分はやらないというふうなことで、この目的は達しないかと思ひますので、今後、通産省の商工委員会の役割における中小企業の監督ということについては、従来と違った特段の留意と再審査を要求すること、すこぶる大きいものがあると思う。商工委員会が制定公布され、これが施行されれば、私は当然その問題が大きな問題になってくると思ひますので、これから零細中小企業に対して商工委員会としてどうあるべきかということ、会費の点、代表の点も含めてお考えを願ひたい。東京商工委員会においては、いわゆる中小企業等協同組合に基づく中小企業者である人は七人くらいしか役員におらぬそうです。さらに進んで、もうちょっと高度の役員員になりますと、大塚肇君を初めわずか三名だそうなんです。そういうような程度で零細中小企業者のめんどろを商工委員会が見るのだなどというて、これは与野党ともどもに納得できぬと思うのです。従って商工委員会については、企業局長としてこの点を十分考えられて、きょうでなくともけつこうですから、商工委員会の従来の運用方針はこいうふうにして、商工委員会と決して摩擦させないようにして、面々相待って中小企業の発展育成に留意するのだということを、ぜひ最近の機会においてはつきりさせておいていただかないと、この問題は今後もしよつちゅう問題になってきますので、希望の意見を述べまして、通産省に特に要望をお願い申し上げておきます。

○小平(久)委員 その点に関して、私は先ほどから申し上げるように、要するに商工委員会に中小の業者も入りやすくするということ、どうしても必要ではないかという気がするので、団体加入というものを申しますが、団体加入も確かに一つの方法でしょう。しかしながら、それではやはり直接の加入ではなくて、業者個々からいへば間接の会員です。個人として会員ということにはならぬでしようから。そういうところにもどうも不徹底なのがあると思う。しかれば、いかにしたら入りよくなるかといへば、東京のような大きなところならば、ほんの思ひつきといへば思ひつきですが、一試案とすれば、商工委員会といふものはむしろ区単位くらいに作らせて——今の法律ではそれはできないことになっておりますが、東京の商工委員会といふものは、連合会くらいにする。もちろん現在連合会といふのは法的には認められておりませんが、各県などにも連合会といふものがたかく現存しております。そういう方法にでもよって、この商工委員会といふものを業者からより身近な存在にしていこうということが、むしろ本法がねらっておる小規模業者の指導などのためには適切なんじゃないか。今まで商工委員会があるのだから、そこへ商

工会を作ることは混乱するから、商工委員会が従来以上にやるのだからこつちのなわ張りに入ってくるな、ただそういふだけではどうも不十分だという気がするのです。私の言つたのは、これはさういふことで地区をダブらせたのでは、これはまた混乱の種となりましようから、要するに零細業者も入り得るような商工委員会に逐次持つていったらどうか、こいういふ考え方なんです。これはまた御研究もないかと思うが、もし御所見があれば承つておきたい。

○松尾(金)政府委員 ただいま南委員から御指摘のありましたように、今後の商工委員会全体の運営として、特に十分注意しなければならぬ点だと存じます。今こゝで具体的なお答えをする余裕はございませんが、その点は今後十分検討させていただきますと思ひます。

○小平(久)委員 それではその点はそれくらいにしまして、商工委員会の関係で一番重点になるものとして、今後の商工委員会の死命を制するものは、経営改善普及員にその人を得るかどうかということにあると思う。ところが私の見落しかも知れぬが、さつと見たところでは、法律上では別に経営改善普及員といふものは何もうたつてないようです。ただ単に運営費の補助をする、こいういふことだけうたつてある。実質的にこいう普及員を置いて給料の半分を国、半分を県がやるということなんです。この普及員についても先般来いろいろ御質問がありました。要するに普及員といふものは小規模業者のほんとうの身近な相談相手といふくらいな軽い意味での指導をやるのだ、こいう御趣旨のようですが、ただ二千

四、五百人にも及ぶこいう普及員を置くこいう以上は、千差万別の人があつたらうと思う。そこで実際問題としてどういふふうになさるのですか。各商工委員会あるいは商工委員会、この人ならと思う人を任意にでも採用し——もちろん大体の学歴とか経験とかさういふものは示すのでしようが、その採用等は各商工委員会あるいは商工委員会におまかせしてしまふのですか。

○小山(雄)政府委員 法案には改善普及員のことは何もありません。これは法律の関係からの結びつきを申し上げますと、五十六条に助成規定がございまして、政令でいろいろなことを定めることになっております。その政令で定めることの一つの要件といたしまして、仕事に関する要件に普及事業に関する要件をきめてあります。その中で小規模事業者に対する巡回指導といひますか、回つて相談にのび、指導に当たるといふ仕事を中心としてもらなければ困るわけでありまして、それからその仕事がいかにやりますか、今お話のございましたように、よい人、よい普及員を得るといふことと、さういふ普及員を養成する方法として、ある程度一定の資格を設けた普及員を採用させたい、これは個々に基準を設けて、採用その他は個々の商工委員会なり商工委員会でもらうことになりまうが、一定の基準による普及員といふものを置きたい。ただ普及員は一定の基準を申ししますが、当たりきり事業はそり専門的に一々むずかしいことといふよりは、概括的に問口の広い、程度のものでない仕事だと思ひますので、従来の相談指導員よりは、少し程度を下げていいんではないか、あ

るいはその土地々の事情がありま
しょうから、ある程度弾力的に採用し
ていけるというような余地も残したい
と思いますが、一定の基準を設けまし
て……。

○小平(久)委員 普及員のことをあと
一点伺いますが、こまかいことのよ
うですが、この資料によると普及員の
給料を補助するんだ、給料は月二万円
とはつきり書いてありますが、二千数
百人もの人間を雇い入れるときに、こ
れはみんな二万円で雇うわけにはいか
ぬだろうと思うのだが、これは實際問
題としては画一的に一人二万円とし
て、国で半分県で半分、一万円ずつや
る、二万円上の人があれば、それは各会
で勝手に持つ。また二万円で余るもの
があれば、これはどうするのか知らぬ
が、やはり二万円以下の人でも二万円
補助する、こういうことになるのか、
さらには一たん採用して、最初は二万
円かもしらぬが、やはり昇給もしなけ
ればならぬだろうし、その他いろいろ
な給与も要るでしょう。そういう点は
一体どういうふうに今後扱っていくの
ですか。

○小山(雄)政府委員 補助をいたしま
すときの基準が一人二万円ということ
で、現実に採用するときにはそれびつ
たりのことにはいきません。足りない
ところは商工会で持つてもらわなけれ
ばなりませんし、余れば、その補助の
要件としてその金を他に使っていいと
いい、こういう仕事なら使っていいと
いうようにいたしますが、個々の採用
者のペイは、それぞれ違ってくると思
います。

○小平(久)委員 今後基準を上げてい
くのですか。

○小山(雄)政府委員 将来財源が足り
ませんような格好になるかと思いたす
が、これはわれわれはいろいろ考え方
があるのですが、なるべく若い人を
採って、それを研修してうんと教育し
ていこうという行き方がいいのではな
いか、あまり年寄りをかかえるよりは、
そういうふうな考え方でおります。金
が高くなつて予算が足りなくなれば、
将来これは考えて参りたいと思つてお
ります。

○中村委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は来たる二十八日月曜日午前
十時より開会することとし、これにて
散会いたします。

午後四時三分散会

昭和三十五年三月二十日印刷

昭和三十五年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局